

## 滋賀県立公文書館の機能について

### 滋賀県立公文書館の概要

#### 【目的】

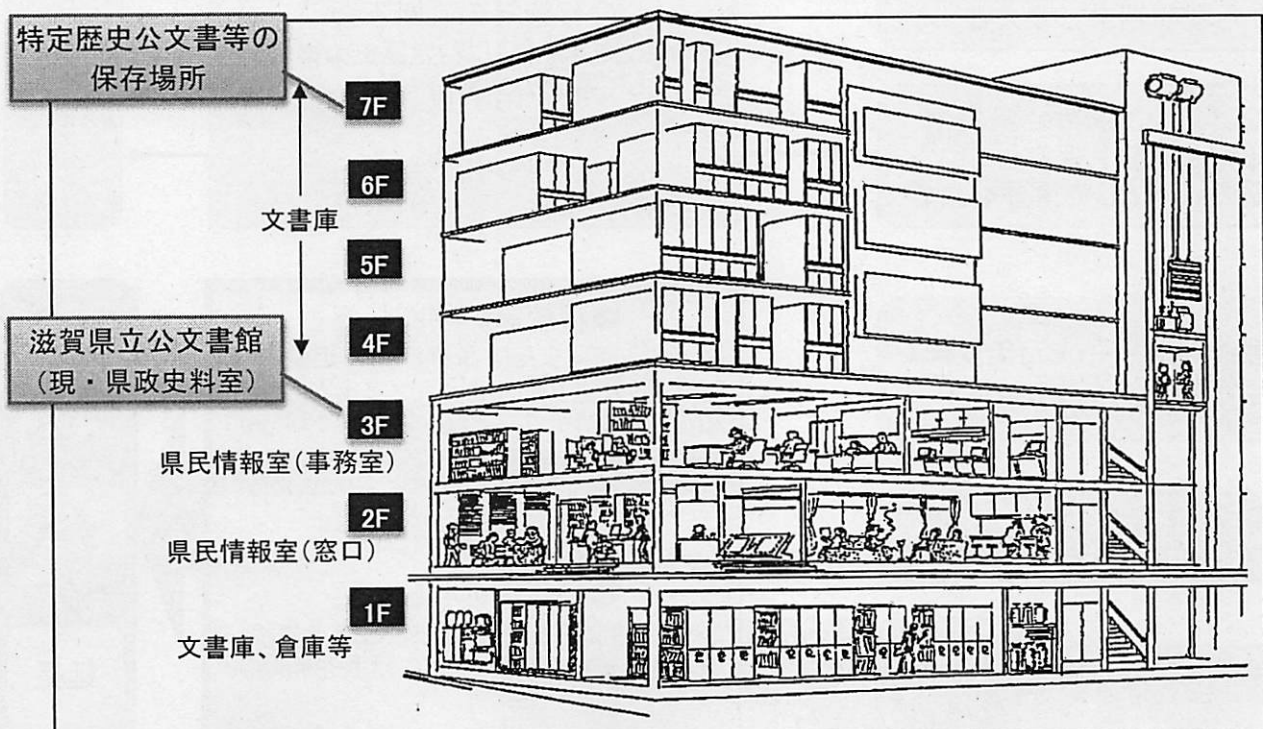
- ・ 歴史資料として重要な公文書について、業務で用いなくなった後に保存する仕組みや県民の利用請求権の規定がなかったため、「滋賀県公文書等の管理に関する条例」を定め、このような公文書を公文書館に移管した上で永久に保存することやその統一的な手続、利用請求権を規定。
- ・ 一部の歴史的文書は、従前は県政史料室で閲覧に供していたが、県民の利用を目的とするにもかかわらず、公の施設と位置付けていなかったことから、「滋賀県立公文書館の設置および管理に関する条例」を定め、その役割等を明確化。
- ・ このことにより、公文書館法に定める公文書館であることが明確となるとともに、著作権法上の特例が受けられることとなる。

#### 【業務】

- ・ 特定歴史公文書等の収集、保存
- ・ 県民からの利用請求や展示・インターネット等による特定歴史公文書等の公開
- ・ 特定歴史公文書等に関する講演会、講習会等の開催による情報提供
- ・ 特定歴史公文書等に関する調査研究

#### 【開館日】

令和2年(2020年)4月1日

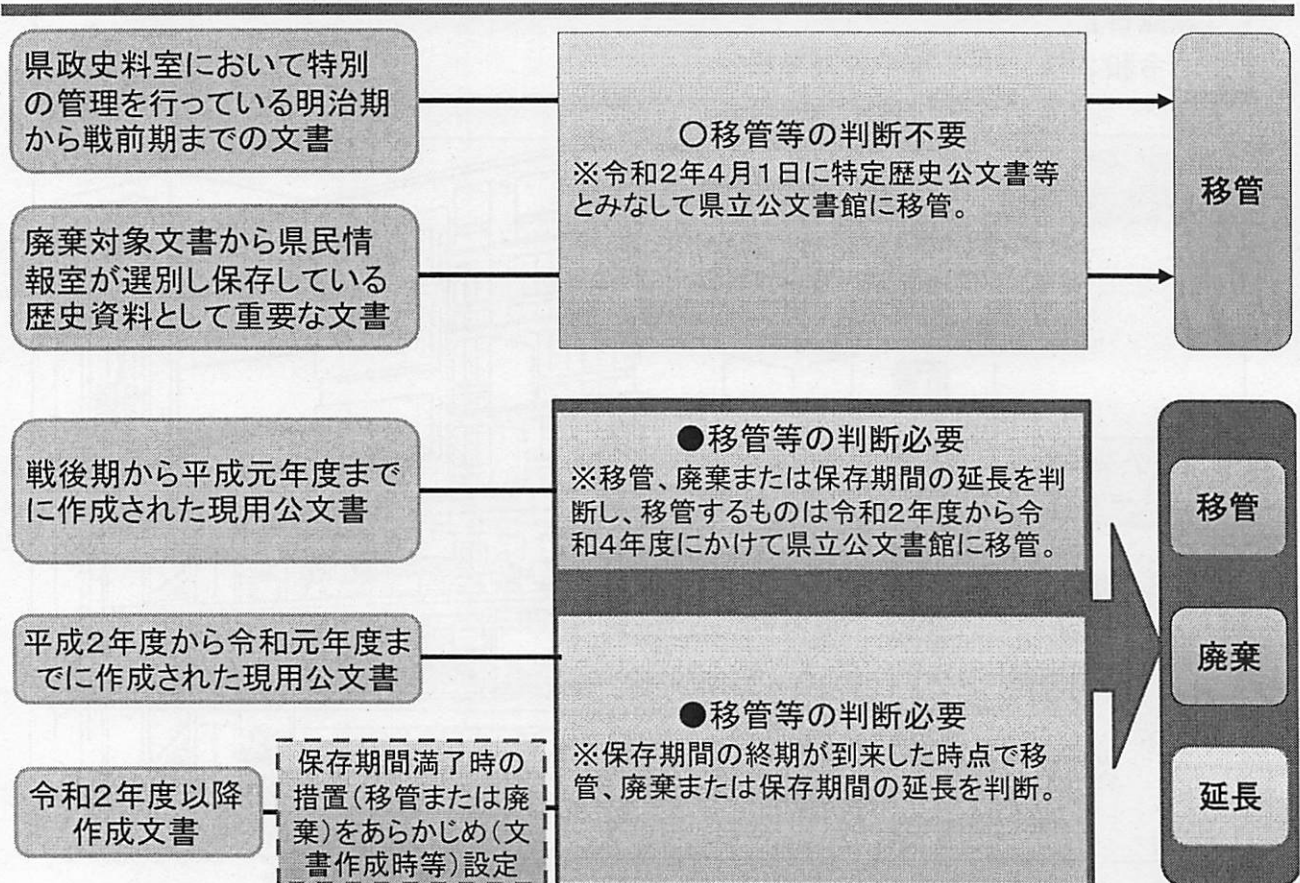


# 特定歴史公文書等の保存対象文書

次のいずれかに該当する歴史資料として重要な現用公文書は、保存期間満了後には、滋賀県立公文書館に移管し、特定歴史公文書等として滋賀県立公文書館で永久に保存するものとする。

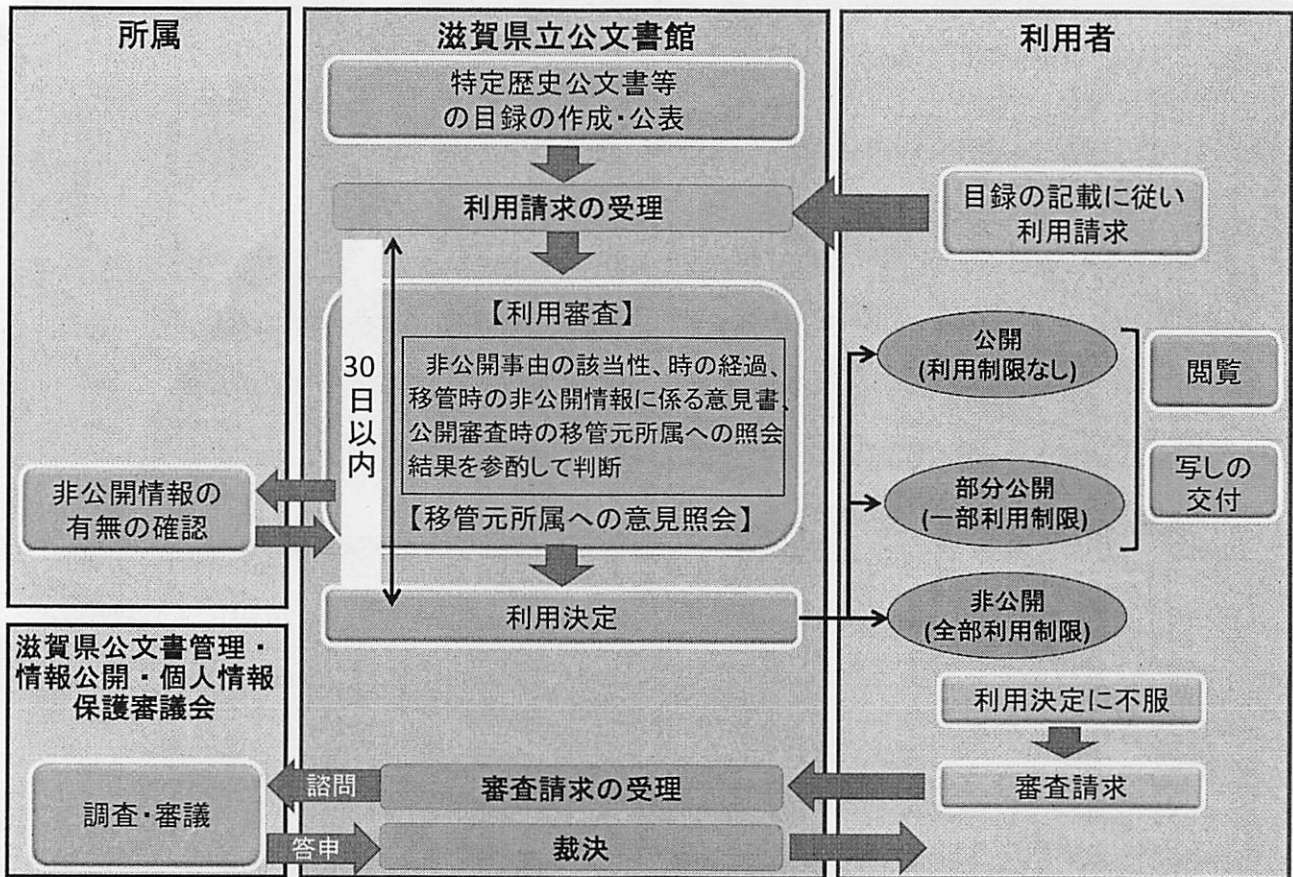
(1)	県の機関および県設立地方独立行政法人の組織および機能ならびに政策の検討過程、決定、実施および実績に関する重要な情報が記録された現用公文書
(2)	県民の権利および義務に関する重要な情報が記録された現用公文書
(3)	県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された現用公文書
(4)	県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された現用公文書

## 特定歴史公文書等の公文書館への移管





# 特定歴史公文書等の利用の流れ



## 特定歴史公文書等の利用審査の考え方

特定歴史公文書等の利用請求があった場合、条例に規定する非公開情報を除き、これを「利用させなければならない」

利用審査の基本方針	
非公開事由の該当性の判断	情報公開条例に規定する非公開事由等の該当性の有無を判断
※時の経過を考慮して判断	作成から30年を超える文書については、時の経過に応じて非公開部分を縮小して公開
移管時の非公開情報に係る意見書の内容を参酌	移管元所属の意見を尊重し、非公開事由の該当性の判断において適切に反映。最終的な判断は滋賀県立公文書館の長に委ねられている
公開審査時の移管元所属への照会結果を参酌	

### ※ 時の経過について

個人、法人等の権利利益や公共の利益を保護する必要性は、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化に伴い失われることもあり得ることから、特定歴史公文書等に記録されている情報が非公開情報に該当するかどうかの判断は、利用決定等を行う時点における状況を勘案して行う。

# 特定歴史公文書等の利用促進

## 展示等による情報提供

- ◇ 特定歴史公文書等に関する展示、講演会、講習会等の開催

## インターネットによる情報提供

- ◇ 歴史公文書管理システムにより作成した文書目録情報をインターネットで提供
- ◇ 利用ニーズが高いと考えられる文書(町村絵図・例規等)のデジタル画像をインターネットで公開

## 他の機関との連携

- ◇ 本県の博物館等や県内の市町、大学等の間における資料の相互貸借等による活用
- ◇ 県内の学校教育に特定歴史公文書等を役立てられるよう、教員への情報提供や生徒見学受入れなどの教育機関との連携
- ◇ 国立公文書館その他の県外の公文書館等が提供するデータベースの横断検索システムに参加することで、全国的に類似施設における資料の情報を共有